

平成30年（行コ）第13号 損害賠償等請求控訴事件（住民訴訟）

控訴人 山口県知事

被控訴人 河濟盛正 外40名

準備書面（1）

2019（平成31）年3月15日

広島高等裁判所 第4部 御中

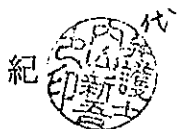
被控訴人ら訴訟代理人弁護士

田川



同

臼井俊



同

内山新吾



同

訴訟復代理人弁護士

大塚

奈津子



第1 はじめに

本書面では、原判決の争点5について、被控訴人らの主張を述べる。

本件許可申請に対する判断留保につき、裁量権逸脱の違法を認定した、原判決の結論を支持しつつ、その結論に至る論理をより明快にして補強する。

本件の違法性については、およそ公水法13条、43条の趣旨 → 同法13条の2第1項の「正当の事由」の判断基準ないし内容 → その判断の時的限界 → 本件判断へのあてはめ、という思考の流れで検討されるべきである。

その際、山口県は、上記「正当の事由」について、「審査表」の審査項目にしたがって判断している（控訴理由書（2）15ページ）ので、その審査項目をふまえて検討するのが相当である。

ところで、周知のとおり、山口県知事は、平成28年8月3日、本件埋立免許の延長を許可するとの処分をした。ところが、知事は、同時に、中国電力に対し、「着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施工しないこと」と要請した（甲62）。これは、いかにも、おかしな対応といわざるをえない。知事は、着工時期の見通しがついていないことを十分承知していて、免許の延長の許可をしたことになるからである。このような延長許可が、公水法の埋め立て免許許可の制度趣旨に照らして、許されるであろうか。本件では、この平成28年の延長許可の前段階での判断留保の違法性が問われている。事後に、このようなかたちでの延長許可がされたことは、本件判断留保の背景と本質を物語っている。そして、その違法性を浮き彫りにしているといえる。

第2 公水法13条の2第1項の「正当の事由」の要件について

1 公水法13条、34条の趣旨と「正当の事由」の判断基準ないし内容についての原判決の判断

原判決は、公水法13条、34条が、公有水面埋立免許に際し、都道府県知事において工事の着手及び竣工の期間を指定し、指定期間内に工事の着手又は竣工がなされない場合には免許が失効するものと定めている趣旨について、「同免許が、免許を受けようとする者に埋立区域及び埋立に関する工事施工区域、埋立地の用途、設計の概要、埋立に要する期間等を明示した願書を提出させ（公水法2条2項、3項）、これらを踏まえて、国土利用上の適正性・合理性の有無や環境保全及び災害防止への配慮の十分性等、諸般の免許基準（同法4条）に合致しているかを審査した上でなされものであることから、指定期間内の工事の着手又は竣工が行われることが、その審査の適正を担保するものといえるため

あると考えられる。」と指摘する。

そのうえで、原判決は、指定期間内に工事の着手又は竣功が行われない場合に、都道府県知事において正当の事由ありと認めるときは、指定期間の伸長を許可することができるとしている公水法13条の2第1項の「正当の事由」の有無の判断について、免許権者である都道府県知事は、「上記のような指定期間の趣旨に鑑みると、指定期間内に工事の着手又は竣功が行われなかった原因が、埋立免許付与時点における審査、判断の基礎となった前提事情や事実関係に重大な変化が生じたことによるものであって、指定期間の伸長や埋立地の用途、設計の概要の変更のみでは審査の適正を維持できない場合には、新規免許において変更後の事情や事実関係を前提とした前記免許基準の判断が行われるべきである」という点を踏まえて判断すべきであると判示した（原判決30頁）。

2 原判決の判断が正当であること

原判決が判示した以上の公水法13条の2第1項の「正当の事由」の判断基準ないし内容の判断は正当である。なぜなら、指定期間延長の許可に名を借りて、新規免許と同視されるような工事の着手及び竣功期間や条件の変更等が行われるとすれば、それは、原判決が指摘した公水法13条、34条の趣旨に反するからである。

3 山口県の審査表について

(1) 山口県では、公水法13条の2第1項の「正当の事由」について、「港湾行政の概要」や「公有水面埋立実務便覧」等の文献を参考にして審査表を作成して、公水法13条の2第1項の要件審査を行っており、工事竣功期間延長申請についての審査項目は、以下のとおりとされている（控訴理由書2の15頁以下）。

「1 指定期間内に工事を竣功できなかったことについての合理的理由があること。

(1) 阻害要因及びその解消

(2) 新たな指定期間内の確実な竣工、適切な延長期間の設定

2 今後埋立を続行するのに十分な理由があること(期間延長後の竣工時点における土地需要が明確で継続して埋立を行う必要があること(埋立の必要性・土地利用計画の確定))」

今回提出された乙26号証は、山口県知事が、平成28年8月3日に本件免許の延長を許可した際の審査表である。以下で述べるとおり、この許可は、公水法13条の2第1項の「正当の事由」の判断の基準及び内容に適合せず、審査表の審査項目に適合していないにもかかわらず適合しているとしたものであり、違法不当なものである。この点については準備書面を改めて別途詳述する。

(2) 山口県の審査表における判断基準としての審査項目の要件は、1項において述べた原判決が判示する公水法13条の2第1項の「正当の事由」の判断基準ないし内容に適合するものである。すなわち、原判決がいうところの「指定期間内に工事の着手又は竣工が行われなかった原因が、埋立免許付与時点における審査、判断の基礎となった前提事情や事実関係に重大な変化が生じたことによるもの」であるかどうかは、山口県の審査表における審査項目の「1指定期間内に工事を竣工できなかったことについての合理的理由があること」のうち、「(1) 阻害要因及びその解消」の有無と審査内容としては概ね対応しており、原判決の「指定期間の伸長や埋立地の用途、設計の概要の変更のみでは審査の適正を維持できない」かどうかは、「(2) 新たな指定期間内の確実な竣工、適切な延長期間の設定」されているかどうかの審査内容と対応していると評価できる。

4 控訴人の主張について

控訴人は、公水法13条の2第1項の目的について、「元々埋立工事は、長期間に渡るから、社会経済事情の転変があるし、埋立法制や用途についての法規が関わり得る。そして、土木工事である以上、予見せざる地質条件が工事施工中に

発見されたり、新工法の開発による変更も生じ得る。こういった諸事象を調整するために許可の仕組みを取り入れた」と主張する（控訴理由書2、13頁）。仮に、同条の目的が控訴人が主張するような趣旨であったとしても、これらの事項に埋立免許付与時点から重大な変化が生じたことにより、指定期間内に工事の着手又は竣功が行われず、指定期間の伸長等によっては指定された期間内に竣功できないのであれば、それは、結局のところ、延長を許可すべきでないということになる。

5 小括

以上のとおり、原判決の公水法13条の2第1項の「正当の事由」についての判断基準ないし内容についての判示は正当なものであり、また、山口県が作成した審査表の審査項目も、これに適合するものとして、公水法13条の2第1項の要件審査を行うにあたって適正なものである。

第3 公水法13条、34条を踏まえた延長許可の判断の時的限界

1 原判決の判示

原判決は、上記第2で述べた公水法13条の2第1項の「正当の事由」について判示したうえで、「正当の事由」の審査の判断期間について以下のとおり判示した。

「正当の事由」の審査については、都道府県知事に専門的・技術的知見に基づく裁量があると解され、公水法が具体的な審査期間を定めていないこと、同法13条の2第2項において、一定の範囲で、埋立免許付与時における審査に関する規定が準用されていることから、審査及び判断のためにどの程度の期間を設けるかという点についても裁量が及ぶと考えられ、標準処理期間を徒過した場合に直ちに判断の留保が違法となるとはいえない。

しかし、上記のような公水法の趣旨に鑑みると、上記判断の留保に当たって認められる裁量についても、自ずから限界があるというべきであり、公水法1

3条の2第1項に基づく埋立てに関する事項の変更または期間の許可申請がなされた場合には、免許権者としては、公水法の上記趣旨に照らし合理的な期間内に許否の判断を行うべき義務を負うというべきであり、特段の事情なくその判断を遅滞した場合には、当該免許権者の不作為は裁量権の逸脱として違法と評価されるべきことになる。」

そのうえで、本件に関して以下のとおり判示した。

「これを本件についてみると、前期認定のとおり、中国電力は東日本大震災を機に工事を一旦中断するなどし、その後の工事が進捗していないこと、その後本件許可申請により期間伸長が認められた後も直ちに工事に着手しない旨の方針を表明し、不新設原則等に関する政府の検討を注視する方針を立てていたことが認められる。

他方、前知事及び村岡知事が中国電力に対して求めた補充説明事項の中には、事業者である中国電力の認識としての「政府のエネルギー政策における上関原発の位置付け」等、本来的に客観的な当否の判断に馴染まない事項が繰り返し含まれていたことが認められる。

そうすると、上記のような事項に対する回答の期間を1年程度と定めて許否の判断を留保した結果、既に申請に係る延長期間の末日までに埋立工事に竣工しない蓋然性がある時期を超過して、申請に対する判断を留保することは裁量権の逸脱として、違法となると解するのが相当である。

本件許可申請は、平成24年10月6日から更に竣工期限を3年間延長することを求めるものであり、同申請に関する第1回補足説明（乙17）（平成24年11月13日）では「全体工程内（3年間）で施工可能」とされ、第3回補足説明（乙19）（平成25年1月25日）では「埋立に関する工事」について、工事進捗率が0%とされていることなどを総合すると、平成25年3月19日に、同日付書面によって中国電力に対し、平成26年4月11日を回答期限とする補足説明を求めることとして判断留保した時点で、既に同日から延長後の竣

功期限まで1年半に満たない状況であり、延長にかかる期間の終期（着手の日から起算して6年後である平成27年10月6日）までに埋立てが竣工する可能性があることが合理的に認められているとはいえず、以後、許否の判断を留保することは裁量権逸脱として違法の瑕疵を帯びるといわなければならない。」

2 公水法13条、34条を踏まえた延長許可判断の時的限界

(1) 時的限界の時点

ア 審査表の審査項目に基づく限界

第2の3で述べたとおり、山口県は公水法13条の2第1項の正当の事由を判断するにあたって、審査項目を作成して要件審査を行っている。そして、山口県の作成した審査項目は、正当の事由の判断においての適正な要件といえるから、山口県知事は、延長許可の申請がなされた場合、かかる要件を満たさないことが明らかであれば、不許可の判断を下さなければならない。

イ 標準処理期間について

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならないとされており（行政手続法6条、山口県行政手続条例5条）、山口県では許認可等事務の標準処理期間に関する規程（甲2）が定められている。同規程においては、「公有水面埋立の出願事項の変更の許可」について、個別に標準処理期間が定められており、同規程によると、本件許可申請の標準処理期間の終期は平成25年2月26日である。

控訴人は、標準処理期間は訓示規定であり、本件ではこれに依拠すべきでないと主張する。確かに、原判決も、標準処理期間を徒過した場合に直ちに判断の留保が違法となるとはいえないと判示している。

しかし、都道府県知事の審査及び判断にどの程度の期間を設けるかの裁量

があるとしても、規程において公有水面埋立の出願事項の変更の許可について個別に標準処理期間が定められたのは、公水法の趣旨に照らし、免許権者が合理的期間内に許否の判断をすべき義務を負っていることの表れである。したがって、審査及び判断の期間も無制限ではなく、自ずと限界があることは明らかであり、標準処理期間は一つの目安として、免許権者が許否の判断を行うべき合理的期間の判断において、尊重されるべきである。

ウ 小括

従って、標準処理期間内に判断をすることが可能であったにもかかわらず、その期間を徒過した場合にはその時点が、やむを得ない事由により標準処理期間を徒過したとしても、その後、それを不合理に超過しない期間を経過しても尚、判断を留保しているならば、その期間を経過した時点が、判断留保が裁量権の逸脱濫用となる時的限界と評価しうるるのである。

(2) 時的限界の意義

ア 判断留保の違法

公水法は、公有水面埋立許可に際し、都道府県知事において工事の着手及び竣工の期間を指定し、指定期間内に工事の着手又は竣工がなされない場合には免許が失効すると定めている（13条、34条）。公水法がこのように、指定期間内の着手及び竣工がなされない場合に、埋立免許が失効すると定めているのは、原判決が判示したとおり、指定期間内に工事の着手又は竣工が行われることが、埋立免許付与にあたって願書に明示した指定期間を含む事項の審査の適正を担保するためである。

第2で述べたとおり、指定期間延長の許可に名を借りて、新規免許と同視されるような工事の着手及び竣工期間や条件の変更等が行われるとすれば、公水法13条、34条の趣旨に反することになる。延長許可の申請に対する許否の判断において、どの程度の期間を設けるかという点にも、免許権者である都道府県知事に裁量が与えられているとしても、原判決が指摘するとお

り、その裁量にも自ずから限界がある。

したがって、延長許可申請に対する許否の判断が合理的な期間内になされず、特段の事情なくその許否の判断を遅滞した場合には、当該免許権者の不作為は違法となる。

イ 免許の失効

そして、免許権者である都道府県知事が、その与えられた裁量を超えて判断を留保することは、免許付与時点における指定期間について実質的に変更を加えることと同視できることとなり、明らかに公水法13条及び34条の趣旨に反している。そうすると、免許権者たる都道府県知事が、与えられた裁量を超えて判断を留保した場合には、埋立免許自体が失効すると考えられる。

第4 本件で山口県知事の判断留保が時的限界を超え違法であったこと

1 はじめに

本件において、山口県知事は、以下述べる通り、標準期間内に本件許可申請が公水法13条の2第1項の正当の事由を具備しているかの要件審査を行い、これに対する判断をすることができた。にもかかわらず、山口県知事は、本件許可申請に対する判断を違法に留保し、その結果、本件免許が失効した。

2 不新設原則に基づく中電の方針

(1) 指定期間内に工事を竣功できなかった合理的理由がないこと

ア 山口県の審査表の審査項目によれば、指定期間延長許可申請にかかる要件の一つが、「指定期間内に工事を竣功できなかったことについて合理的な理由があること」とされており、その具体的な内容は「阻害要因及びその解消」「新たな指定期間内の確実な竣功」である。山口県と中国電力との間では、以下のとおりのやりとりがなされており、中国電力は、平成23年3月11日の福島第一原子力発電所の事故を受け、工事を一時中断しており、山口県

に対する回答の中で、政府が明らかにした原子力発電所の「新設・増設は行わない」という方針（不新設原則）についての、政府の検討期間中は工事の着手は行わないという立場を明確に示して、現に工事にも着手していなかった。

イ 山口県は、平成24年10月23日付の文書（乙10）により、中国電力に対して、「平成23年3月の福島第一原発の事故以前の約1年5月の間に埋立工事ができなかった理由」及び「平成24年4月1日から同年10月4日」までの間の埋立工事の進捗状況」について説明を求めた。これに対し、中国電力は、平成24年11月13日付の文書（乙17）において、「東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、埋立工事を一時中断した」とし、同事故を受け、平成23年3月15日から平成24年10月4日までの間の「工事の進捗はない。」と回答した。このように、中国電力は、平成23年3月11日に発生した、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本件公有水面の埋立工事を中断していた。

ウ そして、平成24年10月23日付の文書（乙10）において、山口県は、中国電力が報道資料の中で、本件延長許可申請が「政府の検討がなされる中で、当面の現状維持（すなわち工事の中断：被控訴人ら代理人加筆）を目的とする」と明らかにしていたことから、「埋立工事を直ちに進める意思がないということは、伸長許可を受けた場合、埋立工事に着手した日から起算して6年以内に竣工できることを説明した工程表との整合性がない」と指摘し、「仮に現状維持を目的に申請している場合、現状維持の期間の見込み及び当該期間を控除した実質の工事期間について説明の上、当該実質の工事期間内に設計変更後の埋立工事を確実に竣工できること」についての説明を求めた。これに対し、中国電力は、平成24年11月13日付の文書（乙17）において、すでに、「政府が本年9月14日に発表した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原子力発電所の「新設・増設は行わない」との原則が示され、この原則の具体的な適用については、現在も検討が進められている状況にあ

るため、引き続き政府の検討を注視する必要がある」が、「政府の検討期間等に確定的なものではなく、それを工程の前提に置くことはできない」として工程表の記載は当該期間を前提としたものではないと回答した。

この回答を踏まえ、山口県が、「埋立工事を直ちに進める意思がないということ、伸長許可を受けた場合、埋立工事に着手した日から起算して6年以内に竣工できることを説明した工程表との整合性がない」として更なる説明を求めたところ（乙11）、中国電力は、平成24年12月21日付文書（乙18）で、前述と同様に政府の検討を注視する必要があるとしながら、「政府において検討が行われる期間がどの程度となるのかが判断できなかった」ため、申請時点において考えられる工程表によって申請したと回答した。

そうすると、遅くとも中国電力による平成24年12月21日の文書（乙18）の回答がなされた時点で、中国電力が不新設原則の政府の検討を注視し、当該期間が明らかになるまでは、たとえ、本件許可申請により期間伸長が認められたとしても、中断している工事を再開させることはないという方針を立てていたことが明確である。

そのうえで、中国電力は、平成25年1月25日付文書（乙19）において、工事の進捗について「埋立に関する工事の進捗よく状況報告書」で報告する主要な工種の進捗はないことから、工事進捗率は0%とした」と回答し、現に、工事に進捗がないことを報告した。

このように、中国電力は、竣工期間を指定するものの、政府が明らかにした原子力発電所の「新設・増設は行わない」という不新設原則についての、政府の検討期間中は工事の着手は行わないという立場を明確に示し、現に、工事にも着手しなかった。そうすると、政府が不新設原則を撤回するか、上関原発について例外的に新設が許容されることが確実になるまでは、中国電力が工事に着工することはないのであるから、中国電力が指定した竣工期間内に工事が竣工できないことが明白であった。そして、結局のところ、政府の

検討期間は明らかではないのであるから、指定期間内に工事を竣工させることができないことは、中国電力が平成24年12月21日に回答をした時点においてすでに明確であった。

エ したがって、本件許可申請は、標準処理期間満了日である平成25年2月26日より前の平成24年12月21日までに、山口県が要件審査に用いている審査項目のうちの「阻害要因の解消」及び「新たな指定期間内の確実な竣工」すなわち、「指定期間内に工事を竣工できなかったことについて合理的な理由があること」という要件を満たしていなかったことが明らかとなっていた。

(2) 埋立を継続して行う必要性がなかったこと

ア 山口県の審査項目では、公水法13条の2第1項の正当の事由の有無の2つめの要件として、「今後埋立を続行するのに十分な理由があること」と定められており、その内容として、「期間延長後の竣工時点における土地需要が明確で、継続して埋立を行う必要があること（埋立の必要・土地利用計画の確定）」とされている。山口県と中国電力は、以下のとおり、当該要件についてのやりとりを行っているが、上記(1)で検討したとおり、不新設原則との関係で、期間延長後の土地需要が明確とはいえず、継続して埋立を行う必要があるとはいえないことが明らかであった。

イ 山口県は、中国電力に対し、平成24年10月23日付の文書（乙10）において、「福島第一原発の事故以降の、国のエネルギー政策における上関原子力発電所計画の位置付けを踏まえ、現在においても原子力発電所用地としての土地需要があることが明確であり、かつ、今後も引き続き原子力発電所用地としての土地需要があることが明確であるということを説明されたい。」とし、「報道等によれば、貴社が平成24年3月27日に経済産業省に提出した平成24年度電力供給計画では、上関原子力発電所の着工年月、営業運転開始年月の時期は未定とされている。」ことを指摘したうえ、「今後の上関原

子力発電所の着工、営業運転開始の時期の見通しについて説明する」よう求めた。これに対して、中国電力は、平成24年11月13日付書面の文書（乙17）において、『革新的エネルギー・環境戦略』において、原子力発電所の『新設・増設は行わない』との原則が示され、この原則の具体的な摘要については現在も検討が進められている状況にあるので、引き続き、政府の検討を注視する必要があると考えている。」としたうえ、「今後の見通しについては、現時点においてお示しできる状況にない。」と返答した。

ウ 上記（1）で述べた新たな指定期間内の確実な竣功が明らかでなかったことと関連して、中国電力による平成24年11月13日付書面の文書（乙17）での回答がなされた時点において、すでに、政府における原発の不新設原則が撤回されていないため、本件で問題となっている公有水面について原子力発電所用地としての土地需要があることが明確ではなかったことが明らかであった。控訴人においても、山口県の評価として「電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、今後も変わる見込みもないこと、客観的には「見通し」が立たないものと評価していた」と述べている（控訴理由書2、30頁）。

したがって、標準処理期間である平成25年2月26日より前の段階において、本件延長申請にかかる土地について、期間延長後の竣功時点における土地需要が明確ではなかったのであるから、本件許可申請は、「今後埋立を続行するのに十分な理由があること」という要件も満たしていないことが明らかであった。

にもかかわらず、山口県知事は、標準処理期間満了後の平成25年3月19日にも、電気事業者である中国電力の「国のエネルギー政策における上関原発の位置付け等」についての認識といった、公水法13条の2第1項の「正当の事由」の判断において、無意味な事項について、中国電力との間で繰り返しやりとりを行っていた。

3 山口県知事の認識

山口県知事は、平成24年12月21日時点において、中国電力からの回答によって、中国電力が、不新設原則に則り、政府の検討期間中は工事に着手しないことを知っていたのであるから、中国電力が指定した竣功期間内に工事を竣功させることができないことを認識していたし、原子力発電所用地としての土地需要がないことも認識していた。

4 裁量行使の相手方の対応について

(1) 控訴人は、山口県知事の裁量権行使の相手方は、申請者である中国電力であり、中国電力が「県知事の求釈明に対し誠実に対応し『処分が保留されていること』について、県知事に督促したり、協力できない旨の意思を真摯かつ明確に表明しておらず、申請に対し直ちに応答すべきことも求めていない。」

(控訴理由書2の10頁、11頁)として、「処分保留」という事象に申請者である中国電力が異議を唱えない以上、裁量権逸脱とは評価できない(同11頁)としている。

(2) しかし、控訴人が引用する昭和60年7月16日の最高裁判決は、新たなマンションの建築確認の事案であり、その場合、処分保留によって不利益を受けるのは、申請者ないしは、それに付随して私的な利益を有する関係者であるのに対し、本件は、既になされている公有水面埋め立ての許可の延長申請に対する「処分保留」であり、事案を全く異にする。

本件の場合には、「公共ノ用ニ供スル」公有水面(公水法1条)について「国土利用の適正性・合理性の有無や環境保全及び災害防止の配慮の十分性等」の検討の結果、埋め立て許可がなされ、国の所有権や使用权、公衆の利用の自由が、既に制限されていて、延長申請についての「処分保留」が適法であれば、「処分保留」の期間中は、その制限が、延長され、国や公衆に不利益を及ぼし続けることになるのであるから、「処分保留」に対して中国電力が、異議を唱えないことのみをもって、これを違法でないとは評価することは誤りなの

である。

特に、本件で、中国電力が「処分保留」に異議を唱えないことは、国の原発の不新設原則により、上関原発の新設の為の工事の着工や竣功が、少なくとも当面困難な中で、経営政策として、これが可能となった時は、上関原発の新設をすることを選択肢としては確保しておきたいという方針により、一方で、埋め立て免許を失効させず、他方で、竣功期限内の着工も竣功もせず、本件でその後の経過がそうであったように、その期限の直前になれば竣功期限を延長して対処をして、事実上無期限に埋め立て免許の効力を存続させておくという意味で「処分保留」が中国電力にとっても最も都合のよい方策であったからである。

だからこそ「処分保留」に異議を唱えないどころか、山口県知事の求釈明に「誠実に対応し」たのである。

- (3) 従って、本件の「処分保留」は、この中国電力の利益を容認するものであって、逆に裁量権の逸脱であることは明らかなのである。

5 小括

- (1) 以上のとおり、本件許可申請は、標準処理期間である平成25年2月26日より前の段階において、公水法13条の2第1項の「正当の事由」について、山口県が作成した審査表の要件である指定期間内に工事を竣功できなかったことについての合理的理由があること、及び今後埋立を続行するのに十分な理由があることといういずれの要件も満たしておらず、山口県知事もこのことを認識していた。そうすると、山口県知事は、平成24年12月21日時点において、本件許可申請に正当の事由がないことが明らかであったのであるから、標準処理期間である平成25年2月26日までに、本件許可申請を「正当の事由」がないとして不許可にすべきであった。しかし、山口県知事は、かかる判断をせずに、裁量権を逸脱して違法に判断を留保した。

- (2) その結果、遅くとも平成25年2月26日より後になされた、本件埋立免

許に関する支出は違法の支出として県に損害を与えたのであるから、山口県知事がこれらの損害を賠償しなければならない。それと同時に、平成25年2月26日の経過により、本件埋立免許は失効したと解すべきである。

- (3) 尚、仮に、標準処理期間満了時点において免許が失効していると判断できないとしても、山口県と中国電力との間で説明と回答のやりとりがなされている間も、中国電力は工事に着手することなく時間が経過していき、平成25年3月19日、山口県が回答期限を平成26年4月11日と回答期限を設けて、延長申請に対する判断を留保した時点において、平成27年10月6日の竣工が確実とはいえないことが明らかであるから、遅くともこの時点において、山口県知事は判断をなすべきであった。したがって、遅くとも平成25年3月19日時点を越えて判断を留保したことは、裁量権を逸脱濫用した違法な判断留保であり、これにより平成25年3月19日時点で本件埋立免許が失効したと評価すべきことは明らかである。

第5 その後の延長許可の効力（判断留保の違法が治癒されないこと）

山口県知事は、平成28年8月3日、本件埋立免許の延長を許可するとの処分をした。控訴人は、かかる処分により山口県知事がした判断留保の違法が治癒されると主張するが、当該処分により判断留保の違法は治癒されない。なぜなら、山口県知事は、当該延長許可処分と同日、中国電力に対し、埋立工事を施工しないように要請しており（甲62）、このような事実上の条件を付すこと自体が、竣工期間を指定し、指定した期間内に竣工しない場合には埋立免許が失効すると定めた公水法の趣旨を没却する行為であり、公水法の趣旨に反した事実上の条件の付された延長許可処分は違法で無効な処分だからである。山口県知事による延長許可処分により、本件における判断留保の違法性が一層明らかになったというべきである。

山口県知事が平成28年8月3日付けでした延長許可についての審査表が、

今回提出された乙26号証である。この審査表は、事業者である中国電力の主張が、審査項目に適合していないにもかかわらず、適合しているとしたものであることは第4項の2で述べたことから明らかである。この審査表の不当性については、別途準備書面を提出する。

第6 支出の違法性及び損害

以上のように、平成25年2月26日以降（遅くとも平成25年3月19日以降）の山口県知事の判断留保は違法であったから、それ以降になされた本件免許に関する支出は違法な支出であった。したがって山口知事及び村岡知事は、山口県に対し、それぞれの支出にかかる損害を賠償する責任がある。

その損害は、少なくとも原判決が判断した郵送費が含まれることは明らかである（控訴答弁書第2項の1（4）、9頁以下）。

第7 結論

よって、控訴人に対し、山本繁太郎知事の遺族及び村岡知事に対して、各知事が関係する支出である郵送費の損害について、その支払いを求めた原判決は正当である。

以 上

平成30年(行コ)第13号 損害賠償等請求控訴事件 (住民訴訟)

控訴人 山口県知事

被控訴人 河濟盛正 外40名

証拠説明書

2019(平成31)年3月15日

広島高等裁判所 第4部 御中

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 田川 瞳



同 訴訟代理人弁護士 白井 俊 紀



同 訴訟代理人弁護士 内山 新 吾



同 訴訟復代理人弁護士 大塚 奈津子

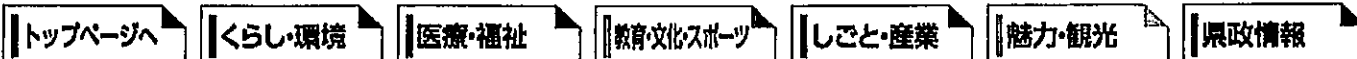


甲第62号証について、次のとおり、証拠説明する。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日 作成者	立証趣旨
62	山口県のホームページを印刷した書面 (「上関原子力発電所建設予定地の埋立工事について」と題する頁) 原本	H31.2.26 被控訴人ら代理人弁護士田川瞳	山口県知事は、平成28年8月3日付でした本件埋立免許の延長許可にあたり、中国電力に対し、「埋立工事を施工しないこと」という要請をしたこと等



法人番号2000020350001

[本文へ](#) [携帯サイト](#) [Other Languages](#) [背景色を変更](#) [白黒青](#) [文字サイズ](#) [拡大](#) [標準](#) [縮小](#)
[組織から探す](#) [サイトマップ](#) [情報検索](#) [キーワードを入力](#) [検索](#) [検索の仕方](#)

[トップページ](#) > [組織から探す](#) > [商政課](#) > [新エネルギー等・上関原子力発電所建設予定地の埋立工事について](#)

平成29年(2017年)4月4日

商政課

上関原子力発電所建設予定地の埋立工事について

平 2 8 商 政 第 6 1 8 号

平成28年(2016年)8月3日

中国電力株式会社

取締役社長 清水 希茂 様

山口県知事 村岡 嗣政

上関原子力発電所建設予定地の埋立工事について(要請)

福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所に係る国の安全基準が見直され、新たな規制基準が策定された中、上関原子力発電所の原子炉設置許可申請については、原子力規制委員会において審査中とされているものの、それ以降、国の審査会合は現在まで開催されていない状況にあります。

また、貴社が国に届け出た平成28年度電力供給計画において、このたび埋立免許延長を許可した上関原子力発電所について、着工時期が未定とされています。

このように、原子力発電所本体の着工時期が見通せない状況にあることから、下記事項について要請します。

記

発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと。

※中国電力(株)からの回答 (リンク先:中国電力(株)ウェブページ)

[商政課トップページへ戻る](#)

お問い合わせ先

商政課

Tel : 083-933-3110

Fax : 083-933-3139

Mail : a16100@pref.yamaguchi.lg.jp

[トップページへ](#) | [このサイトの利用について](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [ご意見・お問い合わせ](#)

山口県(法人番号2000020350001) 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 電話: 083-922-3111 (代表) [県庁への交通案内]

Copyright ©1996-2019 Yamaguchi Prefecture. All Rights Reserved.